

# 踏歌後宴の弓の結

——『源氏物語』花宴巻「藤の宴」攷——

浅尾 広良

## 序

## 一 桜の宴の陰影

『源氏物語』花宴巻は、南殿での桜の宴に始まり、右大臣邸での藤の宴で終わる。二つの花宴がこの巻を構成する重要な要素である。冒頭の花宴は、桐壺帝が主催する宮廷詩宴で、天皇が東宮に讓位するにあたり、天皇と東宮の一体を演出する宴であることを前稿で指摘した。<sup>(1)</sup>この約一ヶ月後行われたのが卷末の右大臣邸での弓の結とそれに続く藤の宴である。これらは冒頭の桜の宴とどのように繋が

り、何を語っているのか。

右大臣の藤の宴を考えるに当たって、最初に花宴巻冒頭の南殿の桜の宴での叙述から東宮と弘徽殿女御、右大臣の動静を確認するところから始めてみたい。

二月の二十日あまり、南殿の桜の宴させたまふ。后、春宮の御局、左右にして参上りたまふ。弘徽殿女御、中宮のかくておはするををりふしごとに安からず思せど、物見にはえ過ぐしたまはで参りたまふ。日いとよく晴れて、空のけしき、鳥の声も心地よげなるに、親王たち、上達部よりはじめて、その道のみな探韻賜りて文作りたまふ。(中略)地下の人は、まして、帝、春宮の御才かしくくすぐれておはします、か

てみたい。

本稿は、右大臣が行った三月下旬の「弓の結」の位置づけを検証することから、物語におけるこの宴の意味を考えたい。

かる方にやむごとなき人多くものしたまふころなるに、恥づかしく、はるばるとくもりなき庭に立ち出づるほどはしたなくて、やすきことなれど苦しげなり。(中略) 楽どもなどは、さらにもいはず調へさせたまへり。やうやう入日になるほど、春の鶯、囀るといふ舞いとおもしろく見ゆるに、源氏の御紅葉の賀のをり思し出でられて、春宮、かざし賜せて、切に責めのたまはするにのがれがたくて、立ちて、のどかに、袖かへすところを一をれ気色ばかり舞ひたまへるに、似るべきものなく見ゆ。左大臣、恨めしさも忘れて、涙落としたまふ。「頭中将、いづら。遅し」とあれば、柳花苑といふ舞を、これはいますこし過ぐして、かかることもやと心づかひやしけむ、いとおもしろければ、御衣賜りて、いとめづらしきことに人思へり。(中略) 文など講ずるにも、源氏の君の御をば、講師もえ読みやらず、句ごとに誦じののしる。博士どもの心にもいみじう思へり。かうやうのをりに、まづこの君を光にしたまへれば、帝もいかでおろかに思されむ、中宮、御目のとまるにつけて、春宮の女御のあながちに憎みたまふらんもあやしう、わがかう思ふも心憂しと

ぞ、みづから思しかへされける。

(花宴①三五三〜三五五頁)<sup>②</sup>

東宮は、天皇と中宮とともに前に並び立つ。また、東宮の漢詩の才は天皇とともに「かしこくすぐれておはします」とあり、地下の文人が気後れするほどであった。これまで物語が東宮の才能をこれほど称賛して語ることはなかったが、光源氏に挿頭を下賜して舞を所望する行為など、ここにきて東宮の存在は急にクローズアップされる。一方、東宮の母弘徽殿女御は、中宮が時めくのを「安からず(心中穏やかでなく)」思いながらも、じつとしていられずに参上したという。この「安からず」は、直前の紅葉賀巻末の藤壺立后場面で、「げに、春宮の御母にて二十余年になりたまへる女御をおきたてまつりては、引き越したてまつりたまひがたきことなりかしと、例の、安からず世人も聞こえけり」(紅葉賀①三四八頁)と語られたことと一連の表現で、藤壺の立后に納得できない世人の意見を背景としながら、弘徽殿女御の複雑な思いを表している。藤壺が天皇と東宮と並ぶのを不快に思いながらも、今回だけは出席したという。この弘徽殿女御の心境を、玉上琢彌は『源氏物語評釈』の中で次のように説明している。

藤壺の宮と弘徽殿女御とは、「紅葉賀」の巻の御宴では、同列であったのだが、今は、藤壺の宮が中宮として弘徽殿女御を越えて上席なのである（前巻の終わりに藤壺立后のことが見える）。弘徽殿女御の不快を思うべきである。「物見にはえ過ぐしたまはで参りたまふ」とある。物見には参りたまうて御同席なのだが、常は御同席なさらぬのである。藤壺中宮を上座に見ることに堪えられぬのである。（中略）へじつに強い性格で、理的にすぎる方であつてみれば、同席を肯じられないのも自然である。が、物見には、じつとしていられなくてお出ましになる。はなやかな物見の催しには、不快を越えてひきつけられるのであつた。まことに女らしいことではある。平安女性の性情を思うべきである。そして、これで役者が出さるのである。晴れがましく輝かしいのどかな春の宴がやがてくりひろげられる。が、その輝かしい晴れの舞台にあつて、弘徽殿のにくしみ、舞台の陰影をかたちづくることを味わなくてはならない。歌舞伎の舞台のごときものを想像されたい。観桜の御宴の、絵のような美しさ、点滅する人の心の情景——心象風景——を、舞

台はくりひろげていくのである<sup>③</sup>。

玉上によると、弘徽殿女御の不快とは、紅葉賀巻では同列であったが、立后によつて「藤壺中宮を上座に見ることに堪えられぬ」と、もっぱら身分に由来する感情と説く。それでも、はなやかな物見の催しには不快を越えてひきつけられ、その様子は「女らしい」と言う。いかにも女性的な有り様を読み解く理解である。しかし、弘徽殿女御の心境をこのように理解するだけで良いのだろうか。この花宴は東宮の即位に向けた晴れの間であるから、我が子の晴れ姿を一目見ようと弘徽殿女御は参列したのであつて、はなやかな物見の催しだから出席したわけではあるまい。しかも、東宮の母として二十余年の実績からすれば、本来なら彼女こそが中宮となつていたはずなのである。それが、藤壺に先を越されただけでなく、我が子が最も輝くべき場で、藤壺腹皇子の立太子までも告知されてしまつては、弘徽殿女御の思いを単に藤壺にだけ向けられたものと考えるのはあまりに一面的と言わねばならない。弘徽殿女御が「安からず」思うことには、藤壺腹皇子の立太子が予定されることで、朱雀が繋ぎの立場に追いやられてしまうことへの不快と恨みも込められている。しかも、物語の叙述で

一番の脚光を浴びるのはやはり光源氏であり、感涙にむせぶ左大臣の様子や見事に舞う頭中将など、左大臣とそれに近い人々なのである。そうした場合、「安からず」思うのは何も弘徽殿女御に限ったことではなく、この場面に全く語られない右大臣の心をも代弁しているとみて良い。玉上が「輝かしい晴れの舞台にあつて、弘徽殿のにくしみ、舞台の陰影をかたちづくる」と述べたのは卓見であるが、そこには右大臣の思いも重ねて読むべきである。紫宸殿での桜の宴は、東宮朱雀をクローズアップする一方、その後見である右大臣や弘徽殿女御の表に語られない不快と恨みを文脈の奥に潜流させ、背後の陰影として抱え込んだと見なければならぬ。

## 二 右大臣邸の弓の結

次に花宴巻末の右大臣邸の藤の宴をみてみたい。桜の宴から約一ヶ月後に開催されたそれは、次のように語られている。

三月の二十余日、右大殿の弓の結に、上達部、親王たち多く集へたまひて、やがて藤の宴したまふ。花ざかりは過ぎにたるを、「ほかの散りなむ」とや教へられ

たりけん、おかれて咲く桜二木ぞいとおもしろき。新しう造りたまへる殿を、宮たちの御裳着の日、磨きしつらはれたり、はなばなともものしたまふ殿のやうにて、何ごともいまめかしうもてなしたまへり。

源氏の君にも、一日、内裏にて、御対面のついでに聞こえたまひしかど、おはせねば、口惜しう、ものも榮なしと思して、御子の四位少将を奉りたまふ。

(右大臣) わが宿の花しなべての色ならば何かはさらに君を待たまし

内裏におはするほどにて、上に奏したまふ。「したり顔なりや」と笑はせたまひて、「わざとあめるを、早うものせよかし。女御子たちなども生ひ出づる所なれば、なべてのさまには思ふまじきを」などのたまはす。御装ひなどひきつくろひたまひて、いたう暮るるほどに、待たれてぞ渡りたまふ。桜の唐の綺の御直衣、葡萄染の下襲、裾いと長く引きて、皆人は袍衣なるに、あざれたるおほぎみ姿のなまめきたるにて、いつかれ入りたまへる御さま、げにいとことなり。花のにはひもけおされて、なかなかことざましになむ。遊びなどいとおもしろうしたまひて、夜すこし更けゆ

くほどに、源氏の君、いたく酔ひなやめるさまにもて  
なしたまひて、紛れ立ちたまひぬ。

寝殿に女一の宮、女三の宮のおはします、東の戸口  
におはして、寄りあたまへり。藤はこなたのつまにあ  
たりてあれば、御格子みかくしども上げわたして、人々出でる  
たり。袖口そでぐちなど、踏歌たふかのをりおぼえて、ことさらめき  
もて出でたるを、ふさはしからずと、まづ藤壺ふぢうわたり  
思し出でらる。

(花宴①三三三—三三六頁)

三月の二十日過ぎ、右大臣邸で「弓の結」が行われ、そ  
れに引き続いて藤の宴が行われた。そこには弘徽殿女御腹  
の「女一の宮、女三の宮」が里さがりして、宴は盛大  
に催され、「上達部、親王たち」が多く参列したという。  
光源氏も招待されるものの気乗りせず、帝に促されてよう  
やく現れた。その姿は、皆が「袍衣」であるのに対して  
「桜の唐の綺の御直衣、葡萄染の下襲、裾いと長く引きて」  
という「あざれたるおほぎみ姿」で、皆の注目を集めるも  
のであった。その光源氏が、右大臣邸の寝殿の様子を見る  
と、格子を皆上げ、御簾から女房達がこれみよがしに袖口  
を出す姿はまるで「踏歌のをり」のようで、「ふさはしか  
らず」と不快に思うとともに「藤壺わたり」のことを思い

出したという。この後、光源氏は酔ったふりをして朧月夜  
を探す行動に出る。多くの参列者を集めた宴で、右大臣と  
光源氏とのそれぞれの思惑が交錯する場面だ。この場面を  
理解するには、右大臣と光源氏との双方の思惑を丁寧に跡  
づけて見ていく必要がある。

最初に本文を確認すると、宴の参列者について河内本に  
のみ大きな校異がある。「上達部、親王たち多く集へたま  
ひて」が河内本では「上達部、殿上人多く集へたま  
ひて」とあり、これだと親王たちの出席はなく、皇族以外の臣下  
たちを結集したことになる。宴は主催者と参列者の関係確  
認が目的であるため、誰が参列したかはこの宴を位置づけ  
る上で重要である。さらに、河内本には細かな異文があ  
り、「御装ひなどひきつくりひたまひて、いたう暮るるほ  
どに、待たれてぞ渡りたまふ。」が河内本では「御装ひな  
ど心にひきつくりひて、暮るるほどに、いたう待たれ  
てぞ渡りたまふ。」とあって、光源氏の衣裳がことさら整  
えられたものであることと、皆が待ちくたびれたころを見  
計らってやってきたとあり、光源氏の用心の周到さが強  
調される。また、「いつかれ入りたまへる御さま、げにい  
とことなり」が河内本では「いつかれ入りたまへるさま、

げにぞめでたき」とあって、光源氏の素晴らしさがより際立っている。概して河内本は、光源氏の様子と心用意を際立たせる本文になっている。これについては後述する。

次に、注釈で一番大きく説が分かれるのが、藤の宴に先立って行われた「弓の結」についてである。「弓の結」を『河海抄』は次のように記す。

弓結也 踏歌後宴 弓結也

延喜七年二月廿二日御記云踏掌所奉仕踏歌後宴云々

御射場中務卿親王左大臣以下侍更召殿上公卿等預召立

書別如例御賭物臣下賭<sup>(4)</sup>

すなわち「弓の結」は踏歌後宴の賭弓だという。後宴に賭弓が行われる踏歌とは、男踏歌である。「弓の結」を男踏歌の後宴と注するのは『河海抄』の他に、『弄花抄』『細流抄』『明星抄』『孟津抄』『紹巴抄』と『湖月抄』の師説がある。しかし、古注釈書を中心にこのように継承されていた踏歌の後宴説は、近代以降の注釈書には一切受け継がれていない。おしなべて、左右に分かれて一人ずつ競争して勝負を決めるといふ賭弓の説明を施すのみである。なぜ近代以降の注釈書に受け継がれないのかの理由は不明だが、転機となったと思われるのが『岷江入楚』の記述で、

その箋注には「おほやけ事」が右大臣邸で行われることに疑念を抱き、次のように記す。

箋曰物別は踏歌の後宴に弓結あり それはおほやけ事なり 此の心は私に小弓遊有し其結に藤宴をせらる、也<sup>(5)</sup>

踏歌の後宴の賭弓は公事<sup>おほやけこと</sup>——すなわち宮中行事——で、右大臣が私邸で行う類のことではないため、これは私事として行った小弓の御遊だというのだ。確かに踏歌後宴の賭弓は宮中行事である。しかし、それならなぜ『河海抄』は普通ならあり得ないこの説を提示し、以降の古注釈もこれを支持し継承したのか。萩原広道が、古注の指摘とこの場面の後半に「踏歌のをりおほえて」とあることとの関連を考えるべきとしたのは、実はすでにこの意味の関連が分からなくなってしまうからではないのか。古注が「弓の結」に踏歌後宴の賭弓を読み込もうとした意図をこそ再考してみる必要がある。

さらに、右大臣と光源氏双方の思惑を考えるうえで見逃せないのが、右大臣が光源氏を招待した意図と光源氏が現れた時の衣裳との関わりである。右大臣の意図について、例えば倉田実は藤の宴を用いて光源氏を婿取りしようとする

論んだのだとし、光源氏は返歌しなかったことよって拒否の姿勢を示したのだと読み解いた。河添房江は服装に触れて、「桜の唐の綺」で臨んだことが右大臣を頂点とする秩序に組み込まれまいとする決意の表れとして読み解いた。<sup>8</sup> いずれも、右大臣が光源氏との連帯を企図して招待し、光源氏が拒否の思いを表明するという構図で読み解いている。一方、光源氏の衣裳については、近藤好和が「あざれたるおほぎみ姿」に注目して、これが天皇の私的な服装である御引直衣であることを明らかにした。<sup>9</sup> そうなると、この場面に光源氏が出で立ちをして現れることの意味を読み解く必要もあるう。次節では、古注と近現代注とで一番意見の分かれた「弓の結」を取り上げ、宴の性質を考えてみたい。

### 三 三月開催の賭弓

右大臣邸での「弓の結」(賭弓)を考察するに際して重要な要素は、「三月の二十余日」という日付けを明示している点である。ここではこの時期に行われた賭弓が何を意味するのかを考察することから、『河海抄』以下の古注の記述を検証してみたい。

『西宮記』には、卷一から正月の宮廷行事が列挙され、その中に「踏歌事付後宴」として正月十四日に行われる男踏歌の次第とその後宴として二月か三月に賭弓が行われることが記されている。男踏歌は、宇多天皇が官人踏歌を元として仁和五(八八九)年一月十四日に始めた行事である。その詳しい内容については別稿に述べたのでそちらに譲ることとし、ここでは二月か三月に開催された賭弓の記録を古記録類から拾い、それと男踏歌との関連性について考えてみる。次に載せたのが宇多天皇以降一条天皇までの男踏歌と二月と三月の賭弓開催の記録一覧である。踏歌後宴と記したのは、記録の中に踏歌の後宴であることを明記している場合で、へは東宮御所で行われた賭弓を、「」は上皇御所で行われた賭弓を、○を付した例は、天曆八年一月四日に太皇太后藤原穩子が崩御したために通常一月十七日に行われる射禮が三月に延引され、射禮に付帯した賭弓が三月十四日か十五日に行われた場合である。これは射禮に付帯した行事であって、男踏歌とは無縁である。なお\*印の番号で出典を明記した。<sup>11</sup> まだ見落としがあるかもしれないが、大体の傾向は見て取れるかと思う。

宇多 仁和5 (八八九) 年1月14日男踏歌\*1

寬平6 (八九四) 年

寬平7 (八九五) 年

延喜2 (九〇二) 年

延喜3 (九〇三) 年1月14日男踏歌\*7

延喜5 (九〇五) 年

延喜6 (九〇六) 年

延喜7 (九〇七) 年1月14日男踏歌\*10

延喜10 (九一〇) 年1月14日男踏歌\*12

延喜13 (九一三) 年1月14日男踏歌\*14

延喜17 (九一七) 年1月14日男踏歌\*16

延喜18 (九一八) 年

延喜22 (九二二) 年1月14日男踏歌\*19

延喜23 (九二三) 年1月14日男踏歌\*21

延長4 (九二六) 年

延長6 (九二八) 年

延長7 (九二九) 年1月14日男踏歌\*24

承平2 (九三二) 年7月14日近臣踏歌\*26

承平4 (九三四) 年1月14日男踏歌\*27

承平7 (九三七) 年

承平8 (九三八) 年

天慶4 (九四一) 年

天慶5 (九四二) 年1月14日男踏歌\*32

(3月13日東宮で賭弓)\*2

3月24日踏歌後宴 殿上賭弓\*3

3月6日踏歌後宴 殿上賭弓\*4

3月12日殿上賭弓\*5

3月22日殿上賭弓\*6

3月29日踏歌後宴 殿上賭弓\*8

2月21日殿上賭弓\*9

2月22日踏歌後宴 殿上賭弓\*11

3月30日踏歌後宴 \*13

2月29日殿上賭弓\*15

3月20日殿上賭弓\*17

3月4日殿上賭弓\*18

3月9日踏歌後宴 殿上賭弓\*20

3月6日殿上賭弓\*22

3月某日殿上賭弓\*23

3月26日踏歌後宴 \*25

3月9日踏歌後宴 \*28

3月28日殿上賭弓\*29

2月6日殿上賭弓\*30

2月16日殿上賭弓\*31

閏3月4日踏歌後宴 殿上賭弓\*33

朱雀

醍醐

村上

天慶6 (九四三) 年1月14日男踏歌\* 34

天慶7 (九四四) 年

天慶8 (九四五) 年

天慶9 (九四六) 年

天慶10 (九四七) 年

天曆2 (九四八) 年

天曆3 (九四九) 年

天曆4 (九五〇) 年1月14日男踏歌\* 46

天曆5 (九五〇) 年

天曆9 (九五五) 年

天曆11 (九五七) 年

天德2 (九五八) 年

天德3 (九五九) 年12月16日男踏歌\* 53

天德4 (九六〇) 年

応和元 (九六一) 年

2月6日踏歌後宴殿上賭弓\* 35

3月27日殿上賭弓\* 36

3月4日殿上賭弓\* 37

3月28日殿上賭弓\* 38

2月12日殿上賭弓\* 39

3月29日殿上賭弓\* 40

〔3月30日院西対前で弓結〕\* 41

〔3月12日院侍臣賭弓〕\* 42

3月6日殿上賭弓\* 43

3月22日殿上賭弓\* 44

〔3月25日院で賭弓〕\* 45

3月16日殿上賭弓\* 47

○3月26日殿上賭弓\* 48

○3月14日殿上賭弓\* 49

○3月14日殿上賭弓\* 50

○3月14日殿上賭弓\* 51

3月24日殿上賭弓\* 52

3月8日殿上賭弓\* 54

(天德3・12・16の踏歌後宴)

○3月14日殿上賭弓\* 55

○3月14日殿上賭弓\* 56

3月20日殿上賭弓\* 57

応和2 (九六二) 年

○ 3月15日殿上賭弓 \* 58

応和3 (九六三) 年

○ 3月28日殿上賭弓 \* 59

康保2 (九六五) 年

○ 3月15日殿上賭弓 \* 60

康保3 (九六六) 年

○ 3月14日殿上賭弓 \* 61

康保4 (九六七) 年

○ 3月14日殿上賭弓 \* 62

安和3 (九七〇) 年

○ 3月14日殿上賭弓 \* 63

天延元 (九七三) 年

○ 3月18日殿上賭弓 \* 64

貞元3 (九七八) 年

○ 3月14日殿上賭弓 \* 65

天元2 (九七九) 年

○ 3月14日殿上賭弓 \* 66

天元6 (九八三) 年

○ 3月15日殿上賭弓 \* 67

永観3 (九八五) 年

○ 3月10日冷泉院小弓 \* 68

正暦4 (九九三) 年

○ 3月10日殿上賭弓 \* 69

長保元 (九九九) 年

○ 3月3日踏歌後宴 \* 71

長保5 (一〇〇三) 年

○ 2月29日殿上賭弓 \* 73

寛弘3 (一〇〇六) 年

○ 3月29日殿上賭弓 \* 74

寛弘4 (一〇〇七) 年

○ 3月26日東宮弓事 \* 75

○ 閏3月9日東宮弓事 \* 76

○ 2月2日東宮弓事 \* 77

○ 2月9日東宮弓事 \* 78

○ 3月28日東宮弓事 \* 79

○ 2月14日東宮弓事 \* 80

○ 3月6日東宮弓事 \* 81

○ 3月12日東宮弓事 \* 82

ここから分かることを整理すると、次のようになる。①古記録類を見る限り、二月か三月に行われた賭弓は、宮中で行われた殿上賭弓か東宮もしくは上皇御所で行われた賭弓である。貴族が私邸で行った賭弓も、殿上賭弓を貴族の私邸で行った例もない。②男踏歌があった年には、その後宴として賭弓が二月か三月が行われている。ただし、天徳四年三月八日に行われた殿上賭弓はその年の一月十四日の男踏歌ではなく、前年十二月十六日に行われた男踏歌の後宴で、これだけは年をまたいでいる。これによって『西宮記』の記す男踏歌があった年には後宴の賭弓が二月か三月に行われるとする記述はほぼ確かめられる。③賭弓の開催に「踏歌後宴」と明記する記録もあるが、必ずしも全ての用例がそうではない。しかし、「踏歌後宴」と記さなくとも、醍醐朝の例など男踏歌のあった年の賭弓はその後宴と解釈してはば間違いない。④開催されたと思われるが記録として残っていない例がある。例えば延喜五年などは、「踏歌後宴」とあることから推してその年の一月十四日に男踏歌が行われたと予想されるが、男踏歌の記録は残っていない。また、延喜三年・同二十三年・承平二年・天曆四年・応和四年・天元六年は男踏歌の記録はあるが、後宴の

記録は残っていない。この実際の開催と記録の有無との関係は、難しい問題が残る。開催されなかったから記録になのか、開催されたものの記録に残らなかったのかの判断は、現在ある史料で検証するにはおのずと限界があり、未詳とせざるを得ない。勿論、承平二年などの場合は七月十四日に踏歌が行われているので、同年三月に後宴が行われることはないが、通常三月に殿上賭弓が行われた場合は、一月に男踏歌があった可能性は考えられる。⑤村上朝では、藤原穩子の忌月で通常一月開催の賭弓が三月が行われたため、男踏歌が行われてもその後宴の賭弓はほとんど行われていない。ただし、これも記録に残っていないだけの可能性もある。⑥天元六年を最後に男踏歌が行われなくなった後も、三月開催の賭弓は存続する。ただし開催は不定期で、かつ一条朝ではほとんどが東宮御所で行われた賭弓である。なぜ東宮で行われたかは不明ながら、村上朝で三月開催の賭弓を東宮方が後援した例があり、それが慣例として残ったためか。なお検討を要する。以上をおおまかに概説すると、宇多朝以降、一条朝までの三月開催の賭弓は、宮中か東宮・上皇御所での賭弓である。宇多・醍醐・朱雀朝ではほとんどが男踏歌の後宴であり、村上朝でも同

様に行われるものの、天曆九年以降の賭弓は射禮に付帶する賭弓で男踏歌とは関わらない。しかし、これとて私邸での賭弓ではなく殿上賭弓である。男踏歌がなくなった一条朝にあつては、二月か三月の賭弓は東宮が行う行事となる。

これらから考えて「三月の二十余日」の「弓の結」といえば、基本的に殿上賭弓のことを指すと見てほぼ間違いない。『源氏物語』が舞台とするのは、古注以来ほぼ延喜から天曆にかけての醍醐・朱雀・村上朝とされ、それは男踏歌の開催と照らし合わせても首肯して良い。なぜなら『源氏物語』は全体としてみると、男踏歌を行っていた時代を描いた物語だからである。桐壺帝御代では末摘花巻に男踏歌の実施を語り、冷泉帝御代では初音巻と真木柱巻に、今上帝御代では竹河巻に男踏歌実施の様子が克明に語られている。歴史上の男踏歌が宇多朝から円融朝まで実施されたことを鑑みれば、先の時代設定の推定はほぼ該当する。とすると、問題となるのは、紅葉賀巻末の七月の藤壺立后から、花宴巻冒頭の二月の花宴までの間の、ちようど語られていない狭間の正月十四日に男踏歌があつたと考えられるかどうかである。開催されていれば、三月の賭弓はその後

宴の可能性がある。不定期にしか開催されない男踏歌が何を根拠として行われたかについては別稿に譲り、結果だけを述べれば、男踏歌は天皇家の予祝行事として行われ、上皇の算賀や皇后立后、皇子たちの節目の行事の翌年の一月十四日に開催された。特に立后との繋がりが強い。男踏歌の前身である官人踏歌の初例が聖武天皇皇后藤原光明子の立后と関つて翌年一月に行われたのをはじめとして、平安時代になつてからでも桓武天皇皇后藤原乙牟漏と嵯峨天皇皇后橘嘉智子の立后の翌年にも踏歌が行われている。宇多天皇が男踏歌として復興してからでも、天徳三年は藤原安子の立后を、天元六年は藤原遵子の立后をうけて行われたと考えられる<sup>15</sup>。そうなると、花宴巻は紅葉賀巻の翌年の年の一月十四日に男踏歌が行われた可能性が高い。しかも、男踏歌は官人踏歌の初例である聖武天皇の時から、極めて政治的な意図をもつて行われたのである。聖武天皇の場合、それまでの範を破つて藤原氏出身の光明子を立后したことを百官主典以上の大多数の官人に公認させる意図があつた。紅葉賀巻末から花宴巻に至る文脈を見ると、事情こそ違え藤壺立后は光明子の立后と近似する側面をも

つ。それは、皆が必ずしも歓迎していなかったという点である。光明子の場合、令の条文で皇后は皇女であると規定しているが藤原氏出身の女を立后したためであり、藤壺の場合は皇太子の母として二十余年の実績をもつ弘徽殿女御がいながら皇女であることを理由に強引に立后したためである。藤壺の置かれた状況から考えて、桐壺帝は当然、藤壺の立后を祝う男踏歌を行い、権威化を図ったであろう。しかし、物語は男踏歌の実施を直接には語らず、藤壺皇子の立太子に直結する南殿での桜の宴から語り始めた。

以上、花宴卷末の「三月」に行われた「弓の結」が歴史的に何を連想させるのかを検証すると、古注の指摘する通り、男踏歌の後宴と考えるのが一番蓋然性が高い。それを物語の文脈と重ねると、藤壺立后の翌年の一月十四日に男踏歌が行われ、花宴卷末の賭弓はその後宴と考えられる。『河海抄』以下の古注釈が踏歌後宴の賭弓と注したのは、語られていない男踏歌を読み取り、これとの関わりから花宴卷の賭弓を理解しようとしたからに他ならない。そうすると、本来公事であるはずの殿上賭弓を臣下の私邸で行うという本来あり得ない話を物語は語っていたことになり、

その意味にこそ問題は絞られることになる。

#### 四 右大臣邸の賭弓

右大臣が行った弓の結が、男踏歌の後宴の賭弓であるとすると、これは何らか天皇の許しを得て、公に準えて開催したと考えざるを得ない。三月実施の殿上賭弓を東宮方が後援した例はあるから、東宮の後見の右大臣が私邸を提供してまで行ったのかもしれない。しかし、そのような例は歴史上に存在しない。この賭弓の様子を見ると、天皇の臨御こそないものの、「袍衣」姿の「上達部、親王たち」を多く集え得ているのは、この宴が単純に私的な催しではない可能性を示唆する。そう考えると、光源氏を招待したのは、光源氏との連帯を求めたというより、公に準えたこの宴を完成させるために、右大臣が光源氏の出席を求めたということなのではなからうか。紅葉賀卷末から光源氏の位置づけは、一貫して中宮藤壺と藤壺腹皇子（冷泉）の後見とされている。桐壺帝が中宮立后と一緒に光源氏を宰相としたのは、藤壺腹皇子を立太子させる目的でその後見に据えるためであったし、花宴卷冒頭の桜の宴で東宮朱雀が光源氏に挿頭を賜い舞を所望したのは、東宮朱雀と光源氏の

一体感——それは比喩として東宮朱雀と冷泉の一体感——を演出することであつた。<sup>(1)</sup>とすると、右大臣は次期東宮の後見として光源氏の出席を必須と考えたのであろう。重要なのは、公に準えたこの宴を右大臣が主催することであり、主導権を握ることで、次期東宮の後見光源氏を跪かせることにある。それは、繋ぎの位置に追いやられた次期朱雀帝の正統化を図ろうとする意図も含まれていよう。花宴巻冒頭の桜の宴で潜流した右大臣と弘徽殿女御の不快と失意は、天皇に代わつてこの宴を主催し、次期東宮方に対して優位に立つことによつて解消されるものと考ええる。東宮の後見と次期東宮の後見が一緒に賭弓と宴を催すことは、桐壺帝が企図した双方の一体化に沿う。だからこそ、帝は「したり顔なりや」と笑い、「わざとあめるを、早うものせよかし」と寛容の心をもつて光源氏の出席を促すのであろう。右大臣は帝の意図に沿いながら、自らが優位に立てる方策として賭弓と宴を企画し、「上達部、親王たち」を多く召集することで権力を誇示し、朝廷内での位置づけを目論んだ。

これに対して、光源氏が天皇の装いである御引直衣姿で現れたことは、右大臣を頂点とする秩序を潔しとしない意

思表示とともに、次期東宮の後見として右大臣を越える存在感を示すためであつたと考えられる。天皇の代行をしようとする右大臣に対して、光源氏は天皇の姿そのもので対抗したのであつて、ここに二人のつばぜり合いを見て取れる。さらに、光源氏が酔つて寝殿の方に行き、女房たちの出衣を見る場面にも、右大臣の思惑と光源氏の思いの衝突が見て取れる。右大臣が私邸に再現していたのは、男踏歌の際の後宮の様子そのものだったからである。男踏歌は、若い官人達が来訪神の装いをしながら集団で移動し、天皇のもとから出発して後宮の局を祝福しながら廻る儀礼である。その局の様子が、「御格子ども上げわたし」、女房たちが「ことさらめきて」出衣をする姿なのである。光源氏がそれを見て「踏歌のをりおぼえて」というのは、右大臣が私邸を内裏空間に擬して再現していることに対する感想であり、それを「ふさはしからず」と述べたのだから。紅葉賀巻と花宴巻との間で行われたであろう男踏歌は藤壺立后を承けてのことであるから、本来、男踏歌にせよ、後宴にせよ、藤の宴にせよ、藤壺こそが中心に在るべき存在である。藤の宴は従来宮中の飛香舎（藤壺）で行われた宴だからである。ところが、右大臣は男踏歌の後宴である賭弓を

主催しただけでなく、右大臣邸の寝殿に女一宮と女三宮を置いて後宮の局に擬し、男踏歌の空間を再現した。だからこそ光源氏は「ふさはしからず」と非難し、藤壺のことに思いを馳せるのだ。

このように見ると、賭弓の参加者に関する河内本の校異は、光源氏の越権を緩和する文脈として、整合性を持った本文と見ることが出来る。光源氏が御引直衣で現れるためには天皇や親王がいては不都合で、そのために「上達部、殿上人」とすることで親王不在としたか。そうすれば、光源氏が御引直衣を着て現れることに違和感はなくなる。これは、河内本の他の校異が、光源氏の心用意を際立たせる文脈であったことも整合する。ただしそうなると、右大臣が皇族を除く上達部・殿上人たちとのみ結束を固めたことになり、自らの優位を証すためにはやや不十分となるう。

花宴巻冒頭の南殿での花宴は、両統迭立を招く朱雀即位と冷泉立太子を一体のものとして桐壺帝が演出する宴であったが、そこには東宮と次期東宮との後見勢力同士の主導権争いが胚胎し、男踏歌の後宴である賭弓の場で、双方がつばぜり合いを展開したのがこの右大臣邸での弓の結および

藤の宴であったと考えるのである。

## 結

『源氏物語』花宴巻末に行われた右大臣邸での「弓の結」は、男踏歌の後宴の賭弓である蓋然性が高い。本来殿上賭弓は宮中で行われる行事で、私邸で行う宴ではない。それを右大臣は、何らか天皇の許しを得て、公に準えて開催したのであろう。その男踏歌は、紅葉賀巻末に藤壺を立后したことをうけて行われたと目される。右大臣は男踏歌の後宴を主催し、東宮の後見として権力を誇示することを目論んだ。主導権を握って、次期東宮の後見である光源氏を跪かせ、朱雀の正統性を証す狙いがあったと考えられる。花宴巻冒頭の南殿での花宴は、桐壺帝が讓位にあたって東宮朱雀と中宮藤壺を前に並ばせ、藤壺腹皇子冷泉までの皇位継承を示しながら、それらの一体を演出する宴であった。しかし、それとは裏腹に東宮の後見と次期東宮の後見による次の主導権争いが水面下で動き始める。それが男踏歌の後宴である賭弓をめぐる繰り広げられるつばぜり合いだったと考える。右大臣は本来ならあり得ない形で賭弓を主催し、親王はじめ公卿を結集して、朱雀帝御代を先取りす

示威行動をとった。これに対し、光源氏は天皇の装束を  
 まとって出席することでそれへの対抗姿勢を示した。桐壺  
 帝の冷泉立坊への動きは、徐々に東宮朱雀方と次期東宮冷  
 泉方の後見同士の亀裂を深め、やがて権力闘争を招くこと  
 になるのである。

注

- (1) 拙稿「宮廷詩宴としての花宴―『源氏物語』「桜の宴」攷  
 一」〔大阪大谷大学紀要〕第47号 平成25(二〇一三)年  
 2月)
- (2) 『源氏物語』本文の引用は、小学館刊新編『源氏物語』全  
 集『源氏物語』に拠り、巻名・巻数・頁数を記した。な  
 お、傍線は浅尾。
- (3) 玉上琢彌『源氏物語評釈』第二卷(角川書店) 三二八〜  
 三二九頁 傍線は浅尾。
- (4) 『河海抄』本文の引用は、玉上琢彌編『紫明抄 河海抄』  
 (角川書店)に拠る。
- (5) 『眠江入楚』本文の引用は、中野幸一編『源氏物語古注釈  
 叢刊(武蔵野書院)』による。
- (6) 萩原廣道『源氏物語評釈』花宴「袖口など踏歌のをりお  
 ぼえて〔釈〕ふさはしは相応の字よく当たれりふさはし  
 からぬは不相応のよし也さて前に弓の結の事有そこの諸注  
 に弓の結は必踏歌の後宴にある事のやうにいはいはれたる意な
- (7) 倉田実『花宴』巻の宴をめぐる―石大臣と光源氏体  
 制の幻想―(『国語と国文学』第65巻第9号 昭和63(一  
 九八八)年9月)
- (8) 河添房江『花宴巻の朧月夜と光源氏―桜襲と唐の綺』  
 (『源氏物語の時空』所収 東京大学出版会 平成17(二〇  
 〇五)年)
- (9) 近藤好和『おほぎみ姿』について(山中裕編『歴史の  
 なかの源氏物語』所収 思文閣出版 平成23(二〇一一)  
 年)
- (10) 拙稿「結集と予祝の男踏歌―聖武朝から『源氏物語』へ  
 の視界―」(『王朝文学と音楽』平安文学と隣接諸学8所収  
 竹林舎 平21(二〇〇九)年)
- (11) 出典は次の通り。『年中行事秘抄』\*1 『日本紀略』\*  
 2・4・5・7・8・13・15・16・19・20・22・26・27・  
 28・32・33・34・35・36・37・40・41・42・43・44・45・  
 49・50・51・54・56・57・58・60・61・62・63・65・66・  
 67・69・70・71・74 『小野宮年中行事』\*3・47・58  
 『河海抄』(初音)\*10・11・14・16・21・24・72 『河海  
 抄』(浮舟)\*6・17・20・22 『西宮記』\*8・9・12・  
 14・20・22・30・36・40・43・49・52・55・59・62・64  
 『西宮記』(故実叢書)\*22・29・39 『西宮記』(前田本)  
 \*31 『貞信公記』\*14・15・18・22・38 『北山抄』\*22

・23・47・48・55・57・58・62 『古今著聞集』\*24・25  
『花鳥余情』\*24・32・46・72 『本朝世紀』\*33 『九  
曆』\*44・49・52・53・54 『侍中群要』\*47・48 『蜻蛉  
日記』\*67・68 『小右記目録』\*71 『小右記』\*73・74  
『権記』\*74・77・78・79・81・82 『御堂関白記』\*75  
・76・80・82

(12) 天曆三年三月二十二日、同五年三月十六日、同九年三月  
二十六日の殿上賭弓では、東宮御息所藤原安子が賭弓の賭  
物を用意していることが記録から窺われる。

(13) 『河海抄』で明確に提示されて以降、ほとんどの古注釈  
書がこの説をとる。

(14) 拙稿「結集と予祝の男踏歌―聖武朝から『源氏物語』へ  
の視界―」注(10)に同じ

(15) 淳和天皇皇后正子内親王の場合は、翌年ではなく立后の  
年の一月に踏歌が行われている。

(16) 醍醐天皇中宮藤原穩子の場合は、立后した年に皇太子保  
明親王が薨去しているためか翌年一月に男踏歌は行われて  
いない。ただし、立后した年の延喜二十三年の一月に男踏  
歌が行われている。正子内親王の場合と併せて、立后を予  
定して行われる踏歌があるのか、尚検討の余地がある。  
ただし、冷泉天皇皇后昌子内親王の立后と、円融天皇皇后  
藤原嬪子の立后と関わって行われた男踏歌の記録はない。  
これも行われなかったか、行ったが記録として残っていない  
いのかは未詳。

(17) 拙稿「宮廷詩宴としての花宴―『源氏物語』「桜の宴」攷  
―」注(1)に同じ

(本学日本語日本文学科教授)